

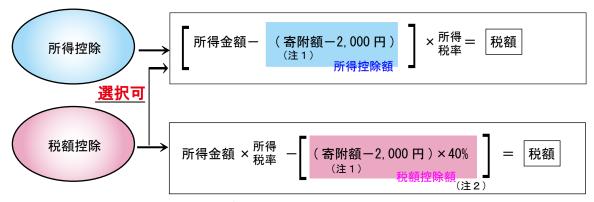
公益財団法人 日本二分脊椎・水頭症研究振興財団 神戸市須磨区磯馴町 4 丁目 1 番 6 号 (〒654-0047)

電話: 078-739-1993 FAX: 078-732-7350 E-mail: jsatoshi@xa2. so-net. ne. jp

〈個人に対する税制優遇〉

★所得税 所得税について、以下の優遇があります。

当財団は税額控除対象の公益法人ですので所得控除と税額控除のいずれかを選択していただくことができます。



例えば、税額控除対象の公益法人に対し、1万円を寄附した場合 ⇒ 3,200円が所得税から控除される計算

- (注1) 寄附額のうち、所得控除額は総所得金額等の40%相当額が限度
- (注2) 税額控除額は、所得税額の25%が限度

[根拠条文:所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の3]

★個人住民税

個人住民税については、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金(公益法人に対する 寄附金等)は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます(税額控除)。

- ア 都道府県が条例指定… (寄附金額-2,000円) × 4%
- イ 市区町村が条例指定…(寄附金額-2,000円)×6%
 - ⇒ 重複指定であれば、(寄附金額-2,000円) ×10%

[根拠条文:地方税法第37条の2]

★相続税

相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

[根拠条文:租税特別措置法第70条]

〈法人に対する税制優遇〉

★法人税 法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に 応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、 別枠の損金算入限度額が設けられています。

A: (所得金額の 6.25%+ 資本金等の額の 0.375%) ×1/2

B: (所得金額の 2.5%+ 資本金等の額の 0.25%) ×1/4

「A:公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

B:一般寄附金の損金算入限度額(Aの限度額を超えた分を含む)

「根拠条文:法人税法第37条]